吹田市障がい者支援プラン

（第７期吹田市障がい福祉計画　第３期吹田市障がい児福祉計画）

概要版

令和６年（2024年）３月

吹田市

目次

第１章　吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）の概要　1

第２章　障がい者を取り巻く状況　2

第３章　第７期吹田市障がい福祉計画　4

第４章　第３期吹田市障がい児福祉計画　11

第５章　計画に基づく施策の推進に向けて　16

「障がい」のひらがな表記について

表記の問題そのものは障がい福祉施策において本質的なことではないという意見もありますが、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快を感じる方や障がい者団体が少しでもおられるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、本市においては、平成21年（2009年）２月１日以降、新たに市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記としています。

ただし、法令や条例等の名称に「障害」と規定されている場合は、漢字を用いています。

本市においては、持続可能な開発目標SDGs（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っています。

目標１　貧困をなくそう

目標３　すべての人に健康と福祉を

目標４　質の高い教育をみんなに

目標５　ジェンダー平等を実現しよう

目標８　働きがいも経済成長も

目標10　人や国の不平等をなくそう

目標11　住み続けられるまちづくりを

目標13　気候変動に具体的な対策を

目標16　平和と公正をすべての人に

目標17　パートナーシップで目標を達成しよう

第１章　吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）の概要

１　計画策定の趣旨

本市では、療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を明確にした「第４期吹田市障がい者計画」（以下、「障がい者計画」とします。）と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定めた「第６期吹田市障がい福祉計画及び第２期吹田市障がい児福祉計画」（以下、「前計画」とします。）を策定し、障がい福祉施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

令和３年度（2021年度）から令和５年度（2023年度）までを計画期間とする前計画においては、障がい者計画の基本理念「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」の実現のため、安心して暮らせるまちをめざす上で、基盤となる障がい福祉サービス等の確保策について定め、その整備に努めてきました。

国においては、障がいのある人に関わる制度改革が進められ、各種関係法令が成立しました。

また、本市においては、「手話言語条例（吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例）」が令和５年度（2023年度）に施行され、手話の普及やコミュニケーション手段の選択など、障がい特性に合った情報取得に係る施策を総合的、計画的に行うことが盛り込まれました。

以上の状況を踏まえ、令和６年度（2024年度）から令和８年度（2026年度）を計画期間とする「吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）」（以下、「本プラン」とします。）を策定し、障がい者及び障がい児に係る施策を一体的に推進します。

２　計画の位置づけと基本的な考え方

本プランは、本市における障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスについて、それぞれ種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

計画の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、障がい者計画の基本理念の実現をめざし、施策を推進していきます。

第２章　障がい者を取り巻く状況

１　障がい者の状況

吹田市の各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和４年度（2022年度）末現在19,125人（重複分を含む）となり、吹田市の人口総数の5.0％にあたります。

障がい者手帳所持者数の推移

各年度末現在

人口総数は各年度末現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

各障がい者手帳所持者数は各年度末現在（総数には重複分を含む）

令和２年度(2020年度)から身体障がい者手帳及び療育手帳について、職権消除を行いました。

人口総数 a

平成30年度(2018年度)371,030人

令和元年度(2019年度)373,978人

令和２年度(2020年度)376,944人

令和３年度(2021年度)378,781人

令和４年度(2022年度)381,238人

手帳所持者総数 b=b1+b2+b3

平成30年度(2018年度)20,240人

令和元年度(2019年度)20,881人

令和２年度(2020年度)18,622人

令和３年度(2021年度)18,731人

令和４年度(2022年度)19,125人

身体障がい者手帳 b1

平成30年度(2018年度)14,191人

令和元年度(2019年度)14,479人

令和２年度(2020年度)12,360人

令和３年度(2021年度)12,292人

令和４年度(2022年度)12,184人

療育手帳 b2

平成30年度(2018年度)3,239人

令和元年度(2019年度)3,378人

令和２年度(2020年度)3,080人

令和３年度(2021年度)3,175人

令和４年度(2022年度)3,273人

精神障がい者保健福祉手帳 b3

平成30年度(2018年度)2,810人

令和元年度(2019年度)3,024人

令和２年度(2020年度)3,182人

令和３年度(2021年度)3,292人

令和４年度(2022年度)3,668人

精神通院医療利用者

平成30年度(2018年度)6,013人

令和元年度(2019年度)6,282人

令和２年度(2020年度)6,919人

令和３年度(2021年度)6,615人

令和４年度(2022年度)6,996人

手帳所持者の比率 c=b/a

平成30年度(2018年度)5.5％

令和元年度(2019年度)5.6％

令和２年度(2020年度)4.9％

令和３年度(2021年度)4.9％

令和４年度(2022年度)5.0％

２　障がい福祉施策に関わる市民の意識

（１）第７期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート（有効回答率52.6％）

知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいで、現在の生活で支援が必要であると回答した人の割合が高くなっています。

将来の暮らし方で障がい者グループホームで暮らすと回答した人は、知的障がい、発達障がい、強度行動障がいで多くみられました。

希望する暮らし方を実現するために必要なこととして、年金や手当などの充実、身近な相談体制、制度やサービスの情報提供、グループホームの充実、医療体制の充実の順となっています。

約半数の人が何らかの形で働いており、現在の仕事に必要な支援は、相談できる環境づくり、作業内容のわかりやすい説明、休みを取りやすい環境づくりなどとなっています。

相談支援体制に希望することは、福祉の専門職を相談窓口に配置、身近な地域で相談できる窓口を設置、医療的な相談窓口を設置の順となっています。

（２）第３期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート（有効回答率50.7％）

希望する暮らし方を実現するために必要なこととして、制度やサービスの情報提供が最も多く、次いで身近な相談体制、通所施設の充実、コミュニケーションについての支援、年金や手当などの充実、就労支援の充実の順で多くみられます。

療育に関する相談について望むことは、「具体的な子供の特性に合わせた対応の仕方をわかりやすく教えてほしい」、「専門的な相談機関を充実してほしい」、「困ったときにすぐ相談できるような体制を整えてほしい」、「相談機関の情報を提供してほしい」の順に多くみられます。

保健や福祉サービスに関する情報入手先はスマートフォンが73.0％と最も多くなっています。

相談支援体制に希望することは、各分野が連携した総合的な相談支援体制、将来の自立生活に向けた指導や相談、学校での授業や人間関係についての相談体制などとなっています。

将来の暮らしのために必要なこととして就労支援の充実が最も多く、次いで身近な相談体制、年金や手当などの充実、制度やサービスの情報提供、グループホームの充実の順となっています。

３　前計画の実施状況を踏まえた今後の課題

（１）第７期障がい福祉計画

福祉施設から地域生活へ移行する人の目標達成が困難であることや、精神病床における長期入院患者数が増加傾向にある状況から、障がいのある人の地域生活を支えるサービス等の提供体制の確保に向けて、更なる取組が必要です。

地域生活支援拠点の整備・運営にあたっては、基幹相談支援センターとの効果的な連携が求められており、障がい福祉サービス等事業所の協力を得て、機能の充実や担い手を増やす取組を進める必要があります。

医療的ケアが必要な方や強度行動障がいのある方が利用できる事業所は限られており、強度行動障がいについては利用者の実態把握が必要な状況です。

また、複雑化・複合化する支援ニーズが適切なサービスにつながるよう相談支援体制の強化が必要です。

（２）第３期障がい児福祉計画

障害児通所支援の利用児は増加傾向にあり、併せて保育園等における発達支援、要配慮保育を利用する児童も増加しています。

増え続ける障がい児通所支援事業所における支援の実態を把握し、その支援の強化を図る必要があります。

サービスの利用支援を担う障がい児相談支援事業者が不足しており、相談支援事業者による提供体制の確保とともに、障害児通所サービスを利用するまでの発達相談等、保護者支援の充実が必要です。

子育て施策による発達支援、児童福祉サービスの積極的な情報発信や必要な支援につなぐ体制の整備、支援者不足を解消する施策等について、検討が必要です。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を活用して、医療的ケア児の現状を把握し、医療・保健・福祉・保育・教育等のさらなる連携を図る必要があります。

第３章　第７期吹田市障がい福祉計画

１　成果目標

令和８年度（2026年度）目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行者数　11人

施設入所者減少数　３人

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における１年以上長期入院患者数　232人

（３）地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等

効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築

支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の回数　年１回

強度行動障がいを有する者の支援体制

強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数（生活介護等を含む）

全体　134人

就労移行支援事業　108人

就労継続支援Ａ型事業　17人

就労継続支援Ｂ型事業　3人

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合　６割以上

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業の利用者数　137人

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合　25％

就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額　17,219円

（５）相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う。

地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

地域自立支援協議会　個別事例等の検討を通じた地域サービス基盤の連携強化を図るとともに、地域課題の解決のために必要な協議会の体制を確保する。

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

不正受給の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等を実施する。

成果目標達成に向けての重点取組

地域移行後の住まいとしてグループホームの整備促進に取り組みます。

強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズと支援にあたる事業所の実態を把握したうえで、支援体制の整備に取り組みます。

障がい者相談支援センターの市民周知を図り、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。

セルフプランの実状を把握し、障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。

計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターなどに専門性の高い研修を実施し、相談員等のスキルアップに取り組みます。

重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題に対応できるよう他機関との連携強化を図ります。

２　障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策

（１）障がい福祉サービス及び相談支援サービス

居宅介護

令和６年度(2024年度)利用者1,258人　利用量23,409時間

令和７年度(2025年度)利用者1,302人　利用量23,993時間

令和８年度(2026年度)利用者1,346人　利用量24,575時間

重度訪問介護

令和６年度(2024年度)利用者24人　利用量5,109時間

令和７年度(2025年度)利用者27人　利用量5,781時間

令和８年度(2026年度)利用者30人　利用量6,453時間

同行援護

令和６年度(2024年度)利用者110人　利用量2,122時間

令和７年度(2025年度)利用者114人　利用量2,200時間

令和８年度(2026年度)利用者118人　利用量2,278時間

行動援護

令和６年度(2024年度)利用者309人　利用量7,826時間

令和７年度(2025年度)利用者338人　利用量8,557時間

令和８年度(2026年度)利用者367人　利用量9,288時間

重度障がい者等包括支援

令和６年度(2024年度)利用者2人　利用量480時間

令和７年度(2025年度)利用者2人　利用量480時間

令和８年度(2026年度)利用者2人　利用量480時間

生活介護

令和６年度(2024年度)利用者1,156人　利用量20,672人日

令和７年度(2025年度)利用者1,181人　利用量21,104人日

令和８年度(2026年度)利用者1,206人　利用量21,538人日

療養介護

令和６年度(2024年度)利用者43人

令和７年度(2025年度)利用者44人

令和８年度(2026年度)利用者45人

自立訓練（機能訓練）

令和６年度(2024年度)利用者8人　利用量112人日

令和７年度(2025年度)利用者9人　利用量123人日

令和８年度(2026年度)利用者11人　利用量152人日

自立訓練（生活訓練）

令和６年度(2024年度)利用者176人　利用量2,156人日

令和７年度(2025年度)利用者193人　利用量2,337人日

令和８年度(2026年度)利用者210人　利用量2,518人日

就労選択支援

令和６年度(2024年度)利用者　制度施行前

令和７年度(2025年度)利用者57人

令和８年度(2026年度)利用者61人

就労移行支援

令和６年度(2024年度)利用者403人　利用量4,271人日

令和７年度(2025年度)利用者425人　利用量4,533人日

令和８年度(2026年度)利用者448人　利用量4,807人日

就労継続支援（Ａ型）

令和６年度(2024年度)利用者353人　利用量5,587人日

令和７年度(2025年度)利用者379人　利用量6,014人日

令和８年度(2026年度)利用者405人　利用量6,442人日

就労継続支援（Ｂ型）

令和６年度(2024年度)利用者643人　利用量8,912人日

令和７年度(2025年度)利用者688人　利用量9,531人日

令和８年度(2026年度)利用者733人　利用量10,149人日

就労定着支援

令和６年度(2024年度)利用者168人

令和７年度(2025年度)利用者193人

令和８年度(2026年度)利用者220人

短期入所（ショートステイ）

令和６年度(2024年度)利用者453人　利用量1,998人日

令和７年度(2025年度)利用者457人　利用量2,014人日

令和８年度(2026年度)利用者461人　利用量2,030人日

共同生活援助（グループホーム）

令和６年度(2024年度)利用者522人

令和７年度(2025年度)利用者548人

令和８年度(2026年度)利用者575人

施設入所支援

令和６年度(2024年度)利用者164人

令和７年度(2025年度)利用者163人

令和８年度(2026年度)利用者162人

自立生活援助

令和６年度(2024年度)利用者1人

令和７年度(2025年度)利用者1人

令和８年度(2026年度)利用者1人

計画相談支援

令和６年度(2024年度)利用者1,811人

令和７年度(2025年度)利用者1,887人

令和８年度(2026年度)利用者1,963人

地域移行支援

令和６年度(2024年度)利用者5人

令和７年度(2025年度)利用者8人

令和８年度(2026年度)利用者11人

地域定着支援

令和６年度(2024年度)利用者4人

令和７年度(2025年度)利用者5人

令和８年度(2026年度)利用者6人

生活介護については、３年間の見込量に医療的ケアを必要とする方を111人/月、強度行動障がいを有する方を176人/月含みます。

短期入所については、３年間の見込量に医療的ケアを必要とする方を32人/月、強度行動障がいを有する方を39人/月含みます。

共同生活援助については、３年間の見込量に医療的ケアを必要とする方を13人/月、強度行動障がいを有する方を81人/月含みます。

見込量確保のための方策（重点取組）

日中活動系サービス・短期入所サービス・居住系サービス

医療的ケアの必要な重度障がい者、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。

短期入所サービス

医療的ケアが必要な重度障がい者への支援の不足を解消するため、市有地利活用の可能性も含め、サービスの確保に向け取り組みます。

居住系サービス

今後３年間のグループホームの新規利用ニーズを見込み、必要数が整備されるよう促進策に取り組みます。

民間の活力のみでは充実が見込めない医療的ケアの必要な障がい者等を対象としたグループホームについては、市有地利活用も含めた促進策を検討します。

相談支援

障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、新規に相談支援専門員を配置した事業所に対する補助金支給や事業所連絡会などを通して助言等を実施する等、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。

（２）地域生活支援事業

相談支援事業等

理解促進研修・啓発事業

令和６年度(2024年度)有

令和７年度(2025年度)有

令和８年度(2026年度)有

自発的活動支援事業

令和６年度(2024年度)有

令和７年度(2025年度)有

令和８年度(2026年度)有

障がい者相談支援事業

実施箇所数

令和６年度(2024年度)6か所

令和７年度(2025年度)6か所

令和８年度(2026年度)6か所

基幹相談支援センターの設置の有無

令和６年度(2024年度)有

令和７年度(2025年度)有

令和８年度(2026年度)有

基幹相談支援センター等機能強化事業

令和６年度(2024年度)有

令和７年度(2025年度)有

令和８年度(2026年度)有

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

令和６年度(2024年度)無

令和７年度(2025年度)無

令和８年度(2026年度)有

成年後見制度利用支援事業

令和６年度(2024年度)43人

令和７年度(2025年度)46人

令和８年度(2026年度)49人

成年後見制度法人後見支援事業

令和６年度(2024年度)無

令和７年度(2025年度)有

令和８年度(2026年度)有

意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業

令和６年度(2024年度)525件　778時間

令和７年度(2025年度)525件　778時間

令和８年度(2026年度)525件　778時間

要約筆記者派遣事業

令和６年度(2024年度)2件　7時間

令和７年度(2025年度)2件　7時間

令和８年度(2026年度)2件　7時間

手話通訳者設置事業（障がい福祉室の手話通訳者数）

令和６年度(2024年度)2人

令和７年度(2025年度)2人

令和８年度(2026年度)2人

入院時コミュニケーション支援

令和６年度(2024年度)1人

令和７年度(2025年度)1人

令和８年度(2026年度)1人

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者養成研修事業（大阪府全体の値です）

登録試験合格者数

令和６年度(2024年度)20人

令和７年度(2025年度)20人

令和８年度(2026年度)20人

養成講習修了者数

令和６年度(2024年度)40人

令和７年度(2025年度)40人

令和８年度(2026年度)40人

要約筆記者養成研修事業（大阪府全体の値です）

登録試験合格者数

令和６年度(2024年度)10人

令和７年度(2025年度)10人

令和８年度(2026年度)10人

養成講習修了者数

令和６年度(2024年度)20人

令和７年度(2025年度)20人

令和８年度(2026年度)20人

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（大阪府全体の値です）

登録者数

令和６年度(2024年度)30人

令和７年度(2025年度)30人

令和８年度(2026年度)30人

失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業（大阪府全体の値です）

登録者数

令和６年度(2024年度)5人

令和７年度(2025年度)5人

令和８年度(2026年度)5人

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

手話通訳者派遣事業

令和６年度(2024年度)10件　15時間

令和７年度(2025年度)10件　15時間

令和８年度(2026年度)10件　15時間

要約筆記者派遣事業

令和６年度(2024年度)0件　0時間

令和７年度(2025年度)0件　0時間

令和８年度(2026年度)0件　0時間

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（大阪府全体の値です）

令和６年度(2024年度)10,825件　43,300時間

令和７年度(2025年度)10,825件　43,300時間

令和８年度(2026年度)10,825件　43,300時間

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（大阪府全体の値です）

令和６年度(2024年度)2件　6時間

令和７年度(2025年度)2件　6時間

令和８年度(2026年度)2件　6時間

手話奉仕員養成研修事業

養成講習修了者数

令和６年度(2024年度)120人

令和７年度(2025年度)120人

令和８年度(2026年度)120人

日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具

令和６年度(2024年度)37件

令和７年度(2025年度)37件

令和８年度(2026年度)37件

自立生活支援用具

令和６年度(2024年度)90件

令和７年度(2025年度)90件

令和８年度(2026年度)90件

在宅療養等支援用具

令和６年度(2024年度)72件

令和７年度(2025年度)72件

令和８年度(2026年度)72件

情報・意思疎通支援用具

令和６年度(2024年度)290件

令和７年度(2025年度)290件

令和８年度(2026年度)290件

排せつ管理支援用具

令和６年度(2024年度)8,020件

令和７年度(2025年度)8,020件

令和８年度(2026年度)8,020件

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

令和６年度(2024年度)6件

令和７年度(2025年度)6件

令和８年度(2026年度)6件

移動支援事業

令和６年度(2024年度)1,077人　157,800時間

令和７年度(2025年度)1,129人　164,782時間

令和８年度(2026年度)1,181人　171,764時間

地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターⅠ型

令和６年度(2024年度)2か所　6,588人

令和７年度(2025年度)2か所　7,222人

令和８年度(2026年度)3か所　7,856人

地域活動支援センターⅡ型

令和６年度(2024年度)2か所　384人

令和７年度(2025年度)2か所　384人

令和８年度(2026年度)2か所　384人

地域活動支援センターⅢ型

令和６年度(2024年度)2か所　1,023人

令和７年度(2025年度)2か所　1,023人

令和８年度(2026年度)3か所　1,705人

その他

精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

地域生活支援広域調整会議等事業

協議会の開催回数

令和６年度(2024年度)年0回

令和７年度(2025年度)年0回

令和８年度(2026年度)年1回

日常生活支援

訪問入浴サービス

令和６年度(2024年度)859人日

令和７年度(2025年度)872人日

令和８年度(2026年度)885人日

日中一時支援

令和６年度(2024年度)9,635人日

令和７年度(2025年度)9,990人日

令和８年度(2026年度)10,346人日

社会参加支援

令和６年度(2024年度)有

令和７年度(2025年度)有

令和８年度(2026年度)有

見込量確保のための方策（重点取組）

障がい者相談支援センターの市民周知を図り、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。

３　障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

（１）障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進

（２）障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

（３）障がい者に対する虐待の防止

（４）事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実

（５）障がい福祉人材の確保、定着及び養成

重点取組

（１）障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進

合理的配慮の提供が市役所全体の取組として推進できるよう、吹田市合理的配慮庁内推進会議を定期的に開催し、障がいを理由とする差別が行われることがないよう、職員対応要領の周知・徹底を図ります。

また、吹田市内の事業所においても、同様に合理的配慮の提供ができるよう啓発に努めます。

（５）障がい福祉人材の確保、定着及び養成

福祉サービスに従事する人材の不足が喫緊の課題であることから、事業者の意見を聞きながら採用活動に対する有効な取組を検討します。

また、これまで実施してきたハローワークと共催の就職面接会に取り組みます。

事業所の従業者に対する各種研修の受講支援のため、研修費補助制度の活用を促進します。

障がい福祉サービス事業所の事務負担の軽減や業務の効率化に向け、国と連携しＩＣＴやロボット導入のモデル事業の活用を促進し、人材定着に向けた取組を進めます。

第４章　第３期吹田市障がい児福祉計画

１　基本的な考え方

（１）地域支援体制の構築

こども発達支援センターを障がい児支援の拠点施設と位置づけ、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を強化するとともに、障がい児通所支援サービス事業所と連携し、障がい児通所支援の充実を図ります。

こども発達支援センターの幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、障がい児通所支援サービス事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進の中核としての機能、障がい児の発達支援の入口としての相談機能を踏まえた重層的な支援体制の整備を推進します。

地域における支援体制の整備に当たっては、関係機関との会議等において、インクルージョン推進における地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、吹田市地域自立支援協議会と連携を図り、障がい児支援のインクルージョン推進の体制を構築していきます。

障がい児通所支援サービス事業所に対しては、こども発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションを実施するとともに、関係部局が連携し、情報共有や課題解決に向けた研修、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施等に努め、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

（２）保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

すこやか親子室、こども発達支援センター、保育、教育、留守家庭児童育成室等が緊密な連携を図り、障がい児の早期発見・早期支援や健全育成、障がい児通所支援の体制整備を推進します。

児童のライフステージに沿って、それまでの支援が途切れることのないよう、教育等の関係機関へ円滑に引き継いでいくよう努めます。

18歳以降も継続した支援が行われるよう、障がい児・者の福祉サービス所管部局間で情報や課題の共有を図ります。

卒業後の進路選択や生活の場の確保については、教育等の関係部局、支援学校等の関係機関と連携し、保護者等に対する必要な情報の提供及びサービス等の利用に向けて円滑な引継ぎを行います。

難聴児支援については、新生児聴覚検査への助成事業や乳幼児健康診査等での聴覚検査の実施により、難聴児等の早期発見や専門的な療育機関及び身近な地域における療育の実施等、適切な支援につなげます。

（３）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障がい児通所支援サービス事業所等と、保育所や幼稚園、認定こども園、留守家庭児童育成室、小学校、特別支援学校等との支援協力体制の構築に努めます。

こども発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援サービス事業所等が、保育所や小学校等の育ちの場を巡回または訪問し、連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、言語（手話）その他さまざまなコミュニケーション手段が存在することなど、障がい特性に応じた対応について啓発し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

「第２期吹田市子ども・子育て支援事業計画」及び後継計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、施策の充実に努めます。

（４）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援サービス事業所等により、重症心身障がい児の地域生活を支援する体制の整備に努めます。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者が連携を図るための協議の場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。

医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

医療的ケア児等コーディネーターについては、医療関係、福祉関係の専門職等の中から配置を促進し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児の支援に当たり、養成研修等の参加の促進や、こども発達支援センターにおける訪問等による相談を通して事業所への支援を推進するなど、専門的な支援員を有するサービス提供事業所の確保に向け、支援体制の整備を図ります。

（５）障がい児相談支援の提供体制の確保

障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の相談窓口であるこども発達支援センターやすこやか親子室、のびのび子育てプラザ等の各機関の役割を周知するとともに、各機関において専門知識を深め、ライフステージに応じた適切な支援につなげるよう連携し、相談支援体制の充実に努めます。

障がい児通所支援サービスの利用に当たっては、児童本人や家族に対する支援を継続的かつ一体的に受けられるように障がい児相談支援の利用の周知に努めます。

障がい児相談支援を実施する事業者の提供体制の確保に向けては、福祉担当部局による計画相談支援事業所に対する補助事業等を進めるとともに、相談支援専門員に必要とされる、適切な支援の利用につなぐ専門性や、子供の発達段階の理解を高めるため、こども発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーション等を実施し、相談支援専門員のコーディネーター機能の強化を図ります。

２　成果目標

令和８年度(2026年度)目標

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターの設置　設置済

保育所等訪問支援を実施する事業所数　６か所

障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置　設置済

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保　　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数　３か所

主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数　６か所

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置　設置済

医療的ケア児等コーディネーターの配置数　福祉関係　１名　医療関係　１名

協議の場の開催数　年３回

３　障がい児支援の利用見込みとその確保策

（１）障がい児通所支援等

月平均見込値

児童発達支援

令和６年度(2024年度)利用者751人　利用量7,394人日

令和７年度(2025年度)利用者858人　利用量9,118人日

令和８年度(2026年度)利用者973人　利用量11,116人日

放課後等デイサービス

令和６年度(2024年度)利用者1,568人　利用量19,175人日

令和７年度(2025年度)利用者1,772人　利用量22,051人日

令和８年度(2026年度)利用者2,003人　利用量25,359人日

保育所等訪問支援

令和６年度(2024年度)利用者79人　利用量115回

令和７年度(2025年度)利用者89人　利用量132回

令和８年度(2026年度)利用者101人　利用量152回

居宅訪問型児童発達支援

令和６年度(2024年度)利用者4人　利用量20回

令和７年度(2025年度)利用者4人　利用量20回

令和８年度(2026年度)利用者4人　利用量20回

障がい児相談支援

令和６年度(2024年度)利用者569人

令和７年度(2025年度)利用者637人

令和８年度(2026年度)利用者714人

（２）地域生活支援事業

障がい児等療育支援事業

実施個所数

令和６年度(2024年度)　1か所

令和７年度(2025年度)　1か所

令和８年度(2026年度)　1か所

（３）子ども・子育て支援等

発達や健康面等に配慮が必要な児童や特別な配慮を必要とする児童の受入数の月平均見込値

保育所

令和６年度(2024年度)利用者200人

令和７年度(2025年度)利用者220人

令和８年度(2026年度)利用者230人

認定こども園

令和６年度(2024年度)利用者120人

令和７年度(2025年度)利用者130人

令和８年度(2026年度)利用者140人

留守家庭児童育成室

令和６年度(2024年度)利用者220人

令和７年度(2025年度)利用者220人

令和８年度(2026年度)利用者220人

見込量確保のための方策

障がい児通所支援等

児童本人やその家族が、障がい児支援事業について適切に情報を得ることができるよう、あらゆる情報を分かりやすく、伝わりやすく発信し、事業のさらなる推進を図ります。

サービスを必要とする児童が療育につながるよう、相談の入り口となるこども発達支援センターやすこやか親子室、のびのび子育てプラザ等の各機関の役割の周知を進めるとともに、各機関において専門知識を深め、事業所や医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら、ライフステージに応じた切れ目のない、支援体制の充実に努めます。

障がい児通所支援サービス事業所に対して、研修の開催、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施など支援の質の向上のための取組を推進します。

支援ニーズに沿った適切な利用計画を作成し、家族を含めたきめ細かな支援を提供するために、障がい児相談支援を実施する事業者に対し、コーディネーター機能強化に向けた研修や啓発を実施します。

医療的ケアを必要とする児童等、障がいの特性に応じたニーズの把握に努めるとともに、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用した施設整備補助事業の周知を進めるなど、引き続き障がい児支援に係る事業所の充実を図ります。

地域生活支援事業

支援者向け講座の開催や、通所支援事業所の職員に対する実習などの支援を継続するとともに、障がい児通所支援事業所等に対し、訪問によるスーパーバイズ・コンサルテーション等を実施します。

子ども・子育て支援等

保育所等においては、発達支援保育制度及び要配慮保育制度により、発達や健康面等に配慮が必要な児童の受け入れを実施します。

私立保育所等には介助員配置に対し、助成金を交付して受け入れ体制の整備を図ります。

また、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談等を実施し、保育支援や保護者支援、就学支援を行います。

支援が必要な児童の増加に対応できるよう、関係機関と課題の検討を進めていきます。

乳幼児から学齢期まで切れ目のない支援体制の整備に向け、支援のあり方を検討します。

留守家庭児童育成室においては、特別な配慮を必要とする児童の受け入れに対して、必要に応じて指導員等を加配するとともに、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談などを実施し、保育支援や保護者支援を行います。

また、一定の要件を満たす児童については、５、６年生の受け入れを行います。

第５章　計画に基づく施策の推進に向けて

１　実施体制

「第４期吹田市障がい者計画」の基本理念及び基本的方向性に基づき、「吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）」については、福祉部と児童部が共同で取組を推進するとともに、庁内関係所管や他の行政機関、吹田市地域自立支援協議会、障がい当事者及び障がい福祉団体その他地域団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な施策の推進に取り組みます。

２　進行管理

計画の円滑な推進を図るために、ＰＤＣＡサイクルにより、取組状況や実績をとりまとめ、計画の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等について検討します。

なお、分析及び評価については、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会において進捗状況の報告を行い、意見交換や議論等を行います。また、障がい当事者の実態を把握するとともに、計画の推進にあたり意見等の反映に努めます。

吹田市障がい者支援プラン

第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画

概要版

令和６年（2024年）３月

発行

吹田市福祉部障がい福祉室

〒564-8550　吹田市泉町1-3-40

電話 06-6384-1349

FAX 06-6385-1031

吹田市児童部子育て政策室

〒564-8550　吹田市泉町1-3-40

電話 06-6170-7224

FAX 06-6368-7349

この冊子は450部作成し、１部あたりの単価は250円です。